市 税 Ｐ Ｒ 委 員 会 運 営 要 綱

（設　置）

第１条　市税全般に係るＰＲ事業の実施に関し、具体的な事案を検討及び作成するため、税務部内に市税ＰＲ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組　織）

第２条　委員会は、委員及び臨時委員をもって組織する。

２　委員は、税務部内各課の所属長（以下「所属長」という。）が指名した者（各課１名以上）とする。

３　臨時委員は、委員会の決定により、必要があると認める都度、所属長が指名した者とする。

（平成２６年３月１０日・平成２７年４月１日・平成２８年４月１日・令和７年１月１５日・一部改正）

（幹　事）

第３条　幹事は、委員の互選とする。ただし、任期は１年とし、再任を妨げない。

（委　員）

第４条　委員の任期は原則１年とし、再任を妨げない。ただし、異動などで委員に欠員が生じた場合には、所属長が後任を指名し、補充することとする。

（平成２６年３月１０日・平成２８年４月１日・一部改正）

（会　議）

第５条　委員会の会議は、次条に掲げる職務を協議するために、幹事が招集し、かつ、会議の議長は幹事とする。

２　会議に出席するのは委員とする。

３　委員会は必要があると認めるときは、臨時委員及び関係者から説明を聴くほか、資料の提出やその他必要な協力を求めることができる

（平成２６年３月１０日・平成２７年４月１日・一部改正）

（職　務）
第６条　委員会は、次の職務を行うこととする。
（１）　市税ガイドの作成に関すること
（２）　２課以上にわたる市税の広報活動に関する原案の検討及び作成
（３）　児童・生徒への租税教育の推進
（４）　その他市税のＰＲに関すること

（平成２３年１２月１５日・平成２５年１２月１０日・令和７年１月１５日・一部改正）

（庶　務）
第７条　委員会の庶務は、主管課の委員において処理する。

（平成２６年３月１０日・平成２７年４月１日・一部改正）

（意見聴取）
第８条　委員会は会議で協議が調わない場合は、所属長までの意見を聴取し、参考とすることができる。ただし、所属長が不在の場合には課長補佐までの意見聴取でも可とする。

（平成２６年３月１０日・一部改正）

（議事録）
第９条　議事録は幹事及び庶務以外の委員が持ち回りで作成し、税務部内各課の係長（以下「係長」という。）（各課１名以上）及び税務部内各課の課長補佐（以下「課長補佐」という。）に供覧し、所属長が承認したものを部長に報告し、庶務の属する課で保存する。
２　議事録は必要があれば各課の判断で、課内で回覧することができる。

（平成２６年３月１０日・平成３０年４月１日・一部改正）

（決定事項の承認）
第１０条　委員会の決定事項は、係長、課長補佐、所属長及び部長の決裁を受けた後に実施する。ただし、緊急の場合については、所属長及び部長の承認を受けて実施できるものとする。
２　前項ただし書きで実施した事項については、すみやかに係長及び課長補佐に報告する。

３　委員会が簡易な事項であると判断したものについては、庶務の属する課内及び部長の決裁を受けて実施することができる。ただし、その場合には議事録にその旨必ず記載することとする。

（平成２６年３月１０日・平成２７年４月１日・平成３０年４月１日・一部改正）

（報　告）
第１１条　削除

附　則
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。
附　則
第３条及び第７条中の任期は、当分の間、前年１２月から翌年の３月までの１６か月とする。（平成１６年１月１日施行・平成２３年１２月１５日改正）
附　則
この要綱は、平成２５年１２月１０日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年３月１０日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年１月１５日から施行する。